

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

行政改革推進室

○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

〃

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

税務課

【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正

行政改革推進室

【人事委員会】

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会

○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

〃

○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

〃

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

目次

担当課（室）

〃

国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に関するものに限る。)

第二十五条の二第五号中「本人確認情報保護審議会」を「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十第一項に規定する審議会」に改める。

第二十六条の四第一項第四号中「保護」を「保護及び管理」に改める。

第二十七条第二項第一号中「社会福祉法人」の下に「及び社会福祉連携推進法人」を加え、同条第四項中「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）」を削る。

第三十条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十一条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十二条第十四号中「保健福祉課指導監査室」を「他課」に改める。

第三十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 新型コロナウイルス感染症対策に係る飲食店等への時短等の要請に係る協力金関係業務に関すること。

第四十条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 科学技術の振興に関すること。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

十 新型コロナウイルス感染症に係る飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度に関すること。

第六十条中第十九号を第二十号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 都市の防災及び災害復旧の事業に関すること。

第六十六条の八を削る。

第六十六条の七を第六十六条の八とする。

第六十六条の六第一項中「課」を「課又は室」に改め、同条を第六十六条の七とし、第六十六条の五を第六十六条の六とし、第六十六条の四を第六十六条の五とし、第六十六条の三の次に次の一条を加える。

（副室長）

第六十六条の四 必要があるときは、室に副室長を置く。

2 副室長は、上司の命を受け、室内外の事業調整を行うとともに、人材育成及び人事管理等に関する事務を処理する。
第六十七条を次のように改める。

（理事）

第六十七条 必要があるときは、部又は部外に理事を置く。

2 部に置く理事は、上司の命を受け、県行政の基本的課題その他重要事項に関する事務を掌理する。

3 部外に置く理事は、知事の命を受け、県行政の特定の重要事項に関する事務を掌理する。

第二百二十六条の表岡山県行政不服等審査会の項中「並びに」を「、」に改め、「事務」の下に「並びに住民基本台帳法の規定によりその権限に属させられた事項及び同法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並

「にこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務」を加え、同表中

岡山県固定資産 評価審議会	固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する勧告その他固定資産の評価についての調査審議に関する事務	岡山県本人確認 情報保護審議会	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定によりその権限に属させられた事項及び同法第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	市町村 課	市町村 課
------------------	---	--------------------	---	----------	----------

を

岡山県固定資産 評価審議会	固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する勧告その他固定資産の評価についての調査審議に関する事務	市町村 課
------------------	---	----------

に改める。

第三百三十条の表備前県民局の項中「滞納整理第一班 滞納整理第二班」を「滞納整理班 特別徴収班」に改め、同表備中県民局の項中「特別整理班」を「特別徴収班」に改める。

第三百三十九条第九項第十七号中「保護」を「保護及び管理」に改める。

第六十八号の三第二項第三号を次のように改める。

三 地域気候変動適応センターに関すること(環境企画課新エネルギー・温暖化対策室の分掌に属するものを除く)。

第六十八号の三第二項第五号中「の連絡調整」を「との連絡調整」に改め、同条第四項第四号を削る。

第三百三十条の二第一項中「工業技術センター」の下に「及び農林水産総合センター 生物科学研究所」を加え、同条第二項中「総括研究員」を「工業技術センターの総括研究員」に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産総合センター 生物科学研究所の総括研究員は、上司の命を受け、農林水産総合センター 生物科学研究所の専門的研究に係る調整に関する事務を処理するとともに、専門的研究に従事する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に対処するための岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の特例を定める規則の廃止)

2 新型コロナウイルス感染症に対処するための岡山県行政組織規則及び岡山県事務処理規則の特例を定める規則(令和三年岡山県規則第三十八号)は、廃止する。

② 分限休職（職員の分限に関する条例（昭和46年岡山県条例第11号）第2条）																				
ア 等級が行政職給料表3級以上の職員及びこれに相当する職員に係るもの																				
イ その他に係るもの																				

別表第三人事課の部6の項5中「地方公営企業法」の次に「(昭和27年法律第292号)」を加え、同部11の項1中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。
 別表第三行政改革推進室の部1の項中1を削り、2を1とし、同部2の項を削り、3の項を2の項とする。
 別表第三財政課の部1の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を削り、同部3の項1を次のように改める。

1 予算編成方針の決定（第15条）																				
	総合政策局長																			

別表第三財政課の部3の項2中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を削り、(4)を(2)とし、(5)を削り、(6)を(3)とし、(7)を削り、(8)を(4)とする。
 別表第三税務課の部1の項1中「から5并ぶ」を「及び3」に改め、同項中3及び4を削り、5を3とし、同部2の項5中「第42条の2の3」を「第42条の2の2」に改める。
 別表第三県民生活交通課の部に次のように加える。

4 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関する事務（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。）																				
1 事業者等への命令等（第31条の6第3項、第4項、第5項）																				
2 施設管理者等への命令等（第45条第3項、第4項、第5項）																				

別表第三中山間・地域振興課の部1の項中1を削り、2を1とし、同部5の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、同部8の項中1を削り、2を1とし、同部10の項1(1)を次のように改める。

(1) 水力発電施設に係る整備計画の作成及び協議（第4条第1項）																				
----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三中山間・地域振興課の部11の項1中「基本事項」の次に「以外の事項」を加え、同項中2を削り、同部12の項中1を削り、同項中「1」を「土地利用計画の策定」に、
 「関係部長」を「」に改め、同2を同項1とし、同部中13の項を削り、同部14の項1(2)中「中山間地域等活力創出応援事業」を「地域と暮らしの維持応援事業」に

聴取並びに河川管理者及び環境大臣との協議（第4条第5項、第8項）

別表第三環境管理課の部18の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、同部19の項中1を削り、2を1とする。

別表第三循環型社会推進課の部中10の項を11の項とし、7の項から9の項までを1項ずつ繰り下げ、同部6の項の次に次の1項を加える。

7 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第8号、第22条の3第5項)									○	県民局長
	2 地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第9号、第22条の3第5項)									○	県民局長

別表第三自然環境課の部1の項中(2)中「附則第3項、第6項」や「附則第2項」に於て「同(2)中「附則第3項」や「附則第2項」に於て「第7条第1項」の次に「、第7条の2第1項」を加へ、保護計画」や「並びに第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣害対策室に係るものを除く。）」に於て「第7条第1項」の次に「、第7条の2第1項」を加へ、同部4の項中1を削り、2を1とし、3から19までを1項ずつ繰り下げ、同部8の項中「自然公園等施設整備事業」を「自然公園施設整備事業」に於て「同項を同部9の項とし、同部7の項を8の項とし、同部9の項中「指定希少野生動物等」や「指定希少野生動物」に於て「同項を同部7の項とし、同部8の項の次に次の1項を加へる。」

6 地球温暖化対策の推進に関する法律の施行に関する事務	1 地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第1号、第22条の3第5項)									○	
	2 地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意 (第22条の2第4項第6号、第22条の3第5項)									○	県民局長

別表第三保健福祉課の部7の項中1を削り、2を1とし、3から14までを1項ずつ繰り下げ、同部9の項中1を削り、2を1とする。
別表第三指導監督課の部4の項1を次のように改める。

1 社会福祉法に基づく社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人（以下「社会福祉法人等」という。）並びに社会福祉事業に関すること。	(1) 社会福祉法人の定款の認可（第32条）	関係課長		○						
	(2) 一時評議員又は一時役員の職務を行うべき者の選任（第42条第2項、第45条の6第2項）	関係課長		○						

(3) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)	関係課長		<input type="radio"/>				
(4) 社会福祉法人等の定款の変更の認可 (第45条の36第2項, 第139条第2項)	関係課長		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(5) (4)のうち一保育所の設置経営を行う社会福祉法人に係るもの					<input type="radio"/>	県民局長	
(6) 一保育所の設置経営を行う社会福祉法人の定款の変更の届出の受理 (第45条の36第4項)					<input type="radio"/>	県民局長	
(7) 社会福祉法人の解散の認可又は認定 (第46条第2項)	関係課長		<input type="radio"/>				
(8) 社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可 (第50条第3項, 第54条の6第2項)	関係課長		<input type="radio"/>				
(9) 社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認 (第55条の2第1項, 第55条の3第1項, 第55条の4)	関係課長		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(10) 社会福祉法人等に対する報告の徴収又は立入検査 (2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係るもの) (第56条第1項, 第144条)	関係課長		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(11) 社会福祉法人等に対する勧告等 (2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係る一般監査に係るものを除く。) (第56条第4項から第6項まで, 第144条)	関係課長		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(12) 社会福祉法人等に対する業務停止命令, 役員の解職勧告及び公益事業又は収益事業の停止命令 (第56条第7項, 第57条, 第144条)	関係課長		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
(13) 社会福祉法人に対する解散命令 (第56条第8項)			<input type="radio"/>				
(14) 他の所轄庁に対する意見の具申 (2以上の県民局の管内にお			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			

<p>いて社会福祉事業を営む社会福祉法人及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)(第57条の2第1項,第144条)</p>								
<p>(15) 関係都道府県知事等に対する協力の要請(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)(第57条の2第2項,第144条)</p>				○				
<p>(16) 社会福祉事業経営者に対する報告の徴収等(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む者及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)(第70条)</p>				○				
<p>(17) 社会福祉事業経営者に対する施設の改善命令(2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む者及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係るものを除く。)(第71条)</p>				○				
<p>(18) 社会福祉連携推進業務を行うとする一般社団法人の認定(第127条)</p>	関係課長		○					
<p>(19) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定(第140条)</p>	関係課長		○					
<p>(20) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可(第142条)</p>			○					
<p>(21) 一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任(第143条第1項)</p>			○					
<p>(22) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し(第145条第1項,第2項)</p>	関係課長		○					

別表第三被災者支援室の部1の項中1を削り、2を1とし、3から14を削り、14を15とする。

別表第三畜産課の部中33の項を34の項とし、25の項から32の項までを一項ずつ繰り下げ、24の項の次に次の一項を加える。

25 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）の施行に関する事務	1 畜舎建築利用計画の認定に関すること。	建築指導課長						建築指導課長への合議は、床面積3,000平方メートル以下のものを除く。
	(1) 認定及び変更の認定（第3条第3項、第4条第3項）	建築指導課長						建築指導課長への合議は、床面積3,000平方メートル以下のものを除く。
	(2) 軽微な変更の届出の受理（第4条第2項）	建築指導課長						建築指導課長への合議は、床面積3,000平方メートル以下のものを除く。
	(3) 認定計画実施者の地位の承継の認可（第10条第1項、第2項、第3項）							
	2 認定計画実施者の監督等に関すること。							
	(1) 認定畜舎等に係る措置命令及び公告（第15条）	建築指導課長						建築指導課長への合議は、床面積3,000平方メートル以下のものを除く。

◎岡山県規則第二十九号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和四年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。
第三条中「（県内の市町村を除く。）」を削る。

第八条及び第十四条の表十の項中「第四十二条の二の三第二項」を「第四十二条の二の第二項」に改める。
第十六条の表六の二の項中「第五十三条第五十一項及び第五十七項」を「第五十三条第六十八項及び第七十四項」に改め、同表六の三の項中「第五十三条第五十三項」を「第五十三条第七十項」に改め、同表六の四の項中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第七十三項」に改める。

様式第五号中 「岡山県知事 岡山県 県民局長」を「岡山県知事 岡山県 県民局長」に改める。

様式第十一号（その二：法人用）中「第42条の2の3」を「第42条の2の2」に、

「事業年度若しくは連結事業年度又は計算期間」

「事業年度又は計算期間」

様式第二十四号及び様式第二十五号中 「岡山県 県民局長」を「岡山県 県民局長」に改める。

「岡山県知事 岡山県 県民局長」

「岡山県知事 岡山県 県民局長」

」に改める。

様式第二十七号（その一）中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

様式第二十七号（その二）中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

様式第二十九号中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

様式第三十号中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

様式第三十一号中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

様式第三十二号中「町長」を「町長」に改める。

」に改める。

」に改める。

「請求のあつた事業年度又は連結事業年度」

「請求のあつた事業年度」

」に改める。

様式第三十四号の二中「第53条第50項前段」を「第53条第67項前段」に、「第53条第57項」を「第53条第74項」に改める。

様式第四十号中「連結納税適用」を「通算制度承認」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結親法人」を「通算親法人」に改める。

様式第四十一号（その二）中「第41号（その二：連結法人用）」を「様式第41号（その二：通算法人用）」に、「連結納税承認等事項」を「通算制度承認等事項」に改める。

「連結納税の承認等」を「通算制度の承認等」に、「連結納税承認等に」を「通算制度承認等に」に、「連結法人の種類」を「通算法人の種類」に改める。

「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結法人」として「連結法人」として「通算法人」として「通算完全支配関係」を「通算完全支配関係」に改める。

「連結親法人の最初連結事業年度」を「通算親法人の最初事業年度」に、「連結子法人の適用開始事業年度」を「通算完全支配関係」に改める。

「連結親法人の最初連結事業年度」を「通算親法人の最初事業年度」に、「連結子法人の適用開始事業年度」を「通算完全支配関係」に改める。

「通算子法人の適用開始事業年度」及び「みなし事業年度に関する事項」や「事業年度の特例に関する事項」及び「連結子法人の場合」や「通算子法人の場合」に改める。

様式第五十一号(そそ一)中「長」を「長」に改める。
様式第五十二号(そそ二)中「岡山県 県民局長」を「岡山県 県民局長」に改める。
様式第九十四号中「岡山県知事」を「岡山県知事」に改める。

様式第九十五号中

「
放鳥獣猟区のみに係る狩猟者
の登録・その他のもの
」

を
「
 岡山県の区域全域
 放鳥獣猟区の区域
 放鳥獣猟区の区域以外
」

に改め、同様式の注2を次のように改める。

2 岡山県の区域全域の登録を受ける人は1の税率、放鳥獣猟区の区域の登録を受ける人は1の税率の4分の1、放鳥獣猟区の区域の登録を受けている人が放鳥獣猟区の区域以外の登録を受ける場合は1の税率の4分の3になりま。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、様式第九十五号の改正規定及び附則第六項の規定は、公布の日から施行する。(法人の県民税に関する経過措置)

2 この規則による改正後の岡山県税条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定(同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。))第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

3 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。)(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の県民税については、この規則による改正前の岡山県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。(法人の事業税に関する経過措置)

4 新規則の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。

5 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、旧規則の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。(様式に関する経過措置)

6 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和4年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百六十九号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表本庁共通の部中2の項から10の項までを削り、11の項を2の項とし、同部12の項中「第4条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同部3の項とし、同部13の項中「第8条第1項」を「第15条第1項」に改め、同項を同部4の項とし、同部14の項中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改め、同項を同部5の項とし、同部中15の項を6の項とする。別表県民生活部の部県民生活交通課の項を中「90日」を「74日」に改める。

別表県民生活部の部中「国土・環境政策課」の項を中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第4項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第7項」とし、「過疎地域自立促進市町村計画」を「過疎地域持続的発展市町村計画」と改める。別表環境文化部の部自然環境課の項を中55を60とし、56から59までを54で統一し、同部88中「40日」を「26日」に改め、同38を同項39とし、同39の次に次のように加える。

40	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第4項第1号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為に係るもの）のうち岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの	60日	10日		
41	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（温泉法第3条第1項の許可を受けなければならない行為に係るもの）のうち岡山市及び倉敷市の区域に係るもの	60日	10日		
42	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為に係るもの）のうち岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの	80日	10日		
43	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第1号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（温泉法第11条第1項の許可を受けなければならない行為に係るもの）のうち岡山市及び倉敷市の区域に係るもの	80日	10日		

別表環境文化部の部自然環境課の項37中「40日」を「26日」に改め、同37を同項38とし、同項36中「25日」を「26日」に改め、同36を同項37とし、同項35中「25日」を「26日」に改め、同35を同項36とし、同項34中「40日」を「26日」に改め、同34を同項35とし、同項33中「40日」を「26日」に改め、同33を同項34とし、同項32中「40日」を「26日」に改め、同32を同項33とし、同項31中「40日」を「26日」に改め、同31を同項32とし、同項30中「40日」を「20日」に改め、同30を同項31とし、同項29中「40日」を「20日」に改め、同29を同項30とし、同項28中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、「40日」を「20日」に改め、同28を同項29とし、同項27中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改め、「40日」を「20日」に改め、同27を同項28とし、同項26中「40日」を「20日」に改め、同26の次に次のように加える。

別表保健福祉部の部保健福祉課の項2中「社会福祉法」の次に「(昭和26年法律第45号)」を加える。
別表保健福祉部の部指導監査室の項中22を34とし、6から21までを十一ずつ繰り下げ、同項8の次に次のように加える。

27	自然公園法第12条第1項、第16条第4項	国定公園事業者の譲渡による公園事業者の地位の承継の承認	20日	14日	6日		
9	社会福祉法第31条第1項	社会福祉法人の定款の認可	30日	10日			
10	社会福祉法第45条の9第5項	評議員会の招集の許可	25日	5日			
11	社会福祉法第45条の36第2項、第139条第2項	社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人の定款の変更の認可	25日	5日			
12	社会福祉法第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	30日	10日			
13	社会福祉法第50条第3項、第54条の6第2項	社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可	30日	10日			
14	社会福祉法第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4	社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認	25日	5日			
15	社会福祉法第62条第2項	施設を設置する第一種社会福祉事業の許可	14日	10日			
16	社会福祉法第63条第2項	施設を設置する第一種社会福祉事業の申請事項の変更許可	10日	5日			
17	社会福祉法第67条第2項	施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可	14日	10日			

18	社会福祉法第125条から第127条まで	社会福祉連携推進業務を行うとする一般社団法人の認定	30日	10日				
19	社会福祉法第140条	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定	25日	5日				
20	社会福祉法第142条	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可	25日	5日				

別表保健福祉部の部健康推進課の項中10を14とし、9を13とし、8を10とし、10の次に次のように加える。

11	母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）第15条第1項	受胎調節実地指導員の指定の取消し（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	10日	5日				
12	母体保護法施行規則第15条第1項	受胎調節実地指導員の指定の取消し（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	10日	5日				

別表保健福祉部の部健康推進課の項中7を9とし、6を8とし、5を10とし、10の次に「岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの」を加え、同4を同項5とし、同5の次に次のように加える。

6	母体保護法第15条第2項	受胎調節実地指導員の講習の認定（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	10日	5日				
---	--------------	-----------------------------------	-----	----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部健康推進課の項3中「指定」の次に「（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）」を加え、同3の次に次のように加える。

4	母体保護法第15条第1項	受胎調節実地指導員の指定（岡山市及び倉敷市の区域に係るもの）	10日	5日				
---	--------------	--------------------------------	-----	----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部生活衛生課の項63中「附則第5項」を「附則第2項」に改め、同5を同項66とし、同項中62を65とし、57から61までを三ずつ繰り下げ、56を57とし、同57の次に次のように加える。

58	愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）第3条第1項	愛玩動物看護師養成所の変更の承認	27日					
----	---	------------------	-----	--	--	--	--	--

59 愛玩動物看護師養成所指定規則第8条 愛玩動物看護師養成所の指定の取消し 27日

別表保健福祉部の部生活衛生課の項中55を56とし、35から54までを一筆し繰り下げ、同項34の次に次のように加える。

35	愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第31条第1項第2号	愛玩動物看護師養成所の指定	55日					
----	--------------------------------	---------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部畜産課の項中29を35とし、24から28までを6ずつ繰り下げ、同項23の次に次のように加える。

24	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）第3条第3項	畜舎建築利用計画の認定（畜舎等の床面積が3,000平方メートル以下のもつ）	5日	16日				
25	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第3条第3項	畜舎建築利用計画の認定（畜舎等の床面積が3,000平方メートルを超えるもの）	40日	16日				
26	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第3項	畜舎建築利用計画の変更の認定（畜舎等の床面積が3,000平方メートル以下のもつ）	5日	16日				
27	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第4条第3項	畜舎建築利用計画の変更の認定（畜舎等の床面積が3,000平方メートルを超えるもの）	40日	16日				
28	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第6条第2項ただし書	認定畜舎等の建築等の工事の完了届の前の仮使用の承認	5日	6日				
29	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第1項から第3項まで	認定計画実施者の地位承継の認可	5日	6日				

別表農林水産部の部農村振興課の項中28を29とし、19から27までを一筆し繰り下げ、同項27「第7条第4項第1号」の次に「第8条第4項」を「認定」の次に「及び変更の

認定」を加え、

21日				7日			30日
-----	--	--	--	----	--	--	-----

し、15を16とし、同項14の次に次のように加える。

に改め、同18を同項19とし、同項中17を18とし、16を17と

別表農林水産部の部治山課の項中3を4とし、同3の次に次のように加える。

15	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	14日			28日	
3	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（10ヘクタール以上のもの）	20日	60日		30日	

別表土木部の部河川課の項に次のように加える。

20	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第7号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	9日	6日			
----	--	-----------------------------	----	----	--	--	--

別表土木部の部住宅課の項中42を49とし、33から41までを34から32とし、同35の次に次のように加える。

36	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第168条第1項	マンション敷地分割組合の設立の認可	34日		6日		
37	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第183条第1項	定款又は事業計画の変更の認可	34日		6日		
38	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第190条第1項	敷地権利変換計画の認可	34日		6日		
39	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第197条	敷地権利変換計画の変更の認可	34日		6日		

別表土木部の部住宅課の項中33を34とし、10から31までを32から31と繰り下げ、同項9の次に次のように加える。

10	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の4	管理計画の認定	34日				
11	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の	管理計画の認定の更新	34日				

	6第2項						
12	ペンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7	認定を受けた管理計画の変更	34日				

別表出先機関の部県民局（地域政策部）の項中75を77とし、74を76とし、73を75とし、同項72の次に次のように加える。

73	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第8号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	60日				
74	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第9号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	30日				

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項中42を43とし、29から41までを「す」繰り下げ、15及び16を削り、17を15とし、18から20までを「せ」繰り上げ、同項21中「附則第3項」を「附則第2項」に改め、同21を同項19とし、22を20とし、23から27までを「せ」繰り上げ、28を26とし、同26の次に次のように加える。

27	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第2号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意（10ヘクタール未満のもの）	60日				
28	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第3号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	30日				
29	地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第6号、第22条の3第5項	地域脱炭素化促進事業計画の認定及び変更の認定に係る同意	14日	6日			

別表出先機関の部県民局（国土建設部）の項中「特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について（平成12年通商産業省告示第940号）第2条」や「基準器検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める非自動はかり等について（平成27年経済産業省告示第64号）第2条」は「特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について第4条」や「特定計量器検定検査規則第214条」に改める。

附則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表保健福祉部の部生活衛生課の項35、58及び59の改正規定は、令和四年五月一日から施行する。

令和4年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋山 義信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

保健医療統括監

保健医療統括監

を

保健医療統括監
理事

に、

課長
室長
労働委員会事務局次長

五種

副課長（行政職給料表の六級の職に限る。）

八種

課長
室長

五種

を

労働委員会事務局次長
副課長（行政職給料表の六級の職に限る。）
副室長

六種

八種

に、

次長（行政職給料表七級の職に限る。）

に、

次長

課長

を

次長
課長

副管理者

六種

課長（行政職給料表六級の職に限る。）

八種

を

副管理者

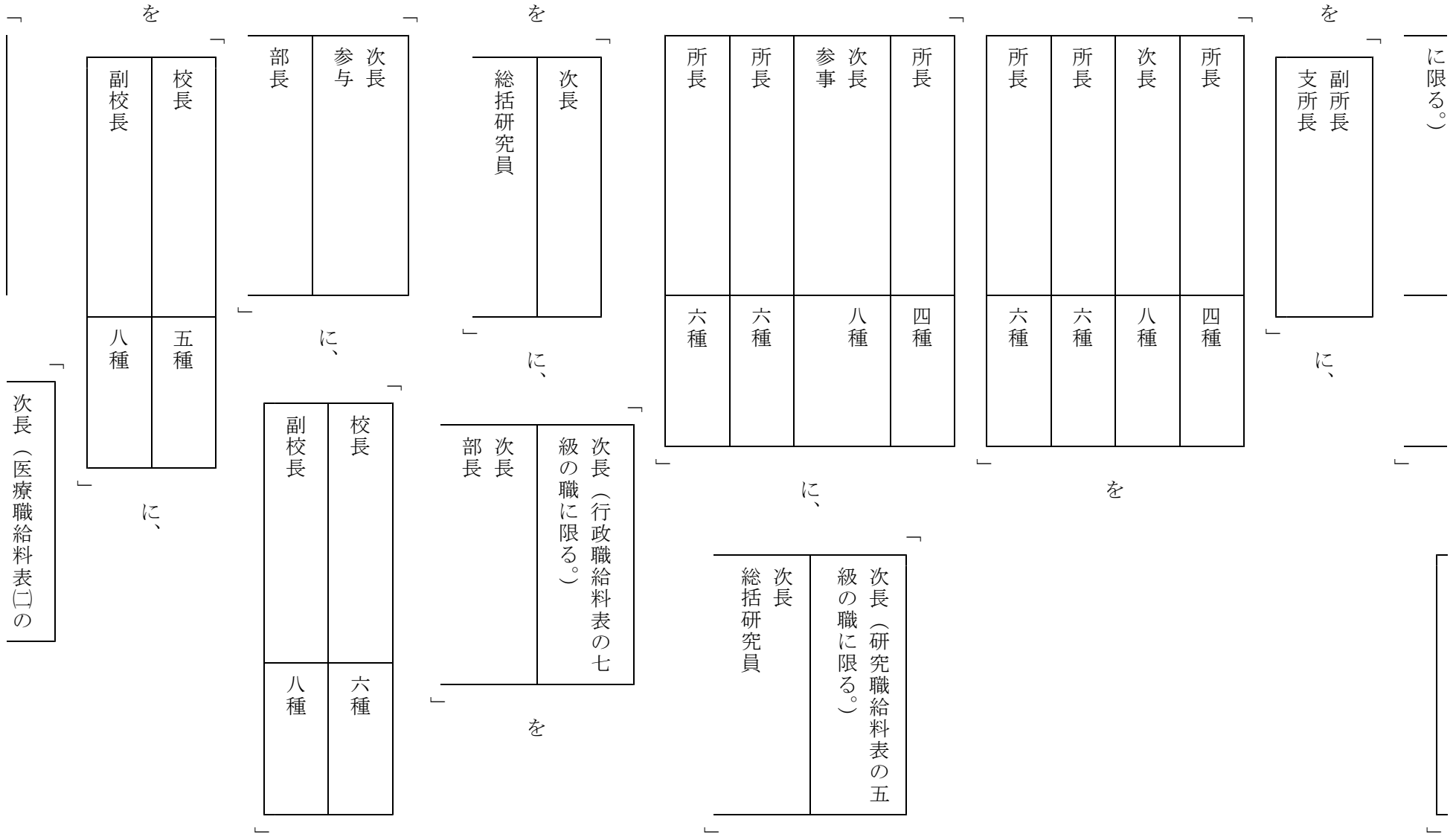
八種

副課長（行政職六級の職

に、

支所長

令和4年3月31日 岡山県公報 号外



令和4年3月31日 岡山県公報 号外

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

副館長	館長
八種	五種

に改める。

項中

副館長 総括参事	館長
八種	五種

を

委員会の項中

六種

を

五種

に改め、同表教育委員会の

課長 総括参事

を

六級の職に限る。 課長（研究職給料表の四 級及び医療職給料表(二)の 六級の職に限る。）

に改め、同表人事

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

給料の調整額に関する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一小学校中学校の項を次のように改める。

小学校 中学校	(1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十一條に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第百四十條の規定による特別の指導に直接従事することを本務とする職員
一	一

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

「管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「次長」を「理事 次長」に、「総括参事」を「副室長（人事、給与又は予算の事務を行う者に限る。） 総括参事」に、「法制班、人事班、評価班、」を「総務班、人事班、評価班、」に、「政策推進課、行政改革推進室」を「政策推進課」に、「及び総務班」を「並びに総務班及び法制班」に、「法制班、人事班、評価班及び」を「人事班、評価班、行政改革推進室及び」に、「政策推進課、法制班」を「政策推進課、地方創生推進室、法制班」に改め、「総務班に属する者で人事の事務を行うもの並びに」を削り、同部出先機関の項中「限る。」 副参事（人事の事務を行う者に限る。）」を「限る。」に、「総括参事 次長」を「次長」に改め、「副館長」を削り、「総務課長 副参事」を「総務課長 総括副参事（人事の事務を行う者に限る。） 副参事」に、「総括主幹（人事の事務を行う者に限る。） 主幹（人事の事務を行う者に限る。）」を「主事（人事の事務を行う者に限る。）」を「主事（人事の事務を行う者に限る。）」に改め、同表人事委員会事務局の部中「総括主幹 主幹」を「主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和4年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第二十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和四年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

困難な業務を所掌する副課長

を

困難な業務を所掌する副課長
副室長

に、

特に困難な業務を行う主任学芸員	管理者	副管理者
-----------------	-----	------

を

副管理者
特に困難な業務を行う主任学芸員

に、

管理者

工業技術センター

総括主幹

四級

総括副参事

五級

次長

六級

を

工業技術センター

総括主幹

四級

総括副参事

五級

次長

七級

に、

次長
知的財産センター所長
部長
総括参事

を

に、

知的財産センター所長	部長	総括参事
------------	----	------

困難な業務を行う次長

次長

令和4年3月31日 岡山県公報 号外

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

次長 困難な業務を所掌する課長	課長
六級	五級

に改める。

課長 総括参事
六級

を

困難な業務を所掌する課長 総括参事	特に困難な業務を所掌する課長
----------------------	----------------

に、

総括参事	特に困難な業務を所掌する課長
------	----------------

を

別表第一の表知事部局の項中

主幹	所長 参事
----	----------

に改める。

参事

に、

所長

を

◎岡山県人事委員会規則第二十五号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

職員の退職管理に関する規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「の各号」を削り、同条第一号中「第六十六条の八」を「第六十七条」に改め、同条第二号中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改め、「総務統括官」の下に「組織犯罪対策統括官」を加える。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。